

福 県 印 工 第 18 号  
令 和 6 年 1 月 30 日

組 合 員 各 位

福 岡 県 印 刷 工 業 組 合  
理 事 長 原 健 之



「令和 6 年能登半島地震」に対する  
義援金についてのお知らせ と お願い

平素は当工業組合の事業推進につきまして、格別のご高配を賜りお礼申し上げます。

さて、去る 1 月 1 日に発生いたしました「令和 6 年能登半島地震」にしまして、北陸地方を中心に複数の印刷会社が被害にあわれており、1 月 15 日時点で、石川県、富山県、新潟県の組合員計 27 社の被害が報告されており、石川県においては、未だ連絡がついていない組合員も複数ある状況とのことです。

この状況に対し、全日本印刷工業組合連合会におきまして、全国の印刷工業組合に向け、義援金を募ることとなりました。

当工業組合といたしましては、震災発生直後から、決して他人ごとではない被災した仲間への支援の方法を協議してまいりましたが、この全印工連の義援金実施の決定を受けまして、過日緊急招集した役員会にて、当県工組全組合員より 1 社 5,000 円の義援金を行う旨の合議がなされました。

つきましては、大変な時代背景とは存じますが、本主旨をご理解いただき、組合員の皆様のご援助をお願い申し上げる次第です。

なお、義援金の納付方法としましては、本年 1 月末にご送付いたします「令和 5 年度第 4 期分賦課金」のご請求時に、義援金額 5,000 円を上乗せしてご請求させていただきたく存じます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 令和6年能登半島地震災害義援金および配分に関する内規

令和6年1月25日制定

福岡県印刷工業組合

第1条 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災した組合員を支援するため、災害義援金を募り、見舞金を贈る。募集要領および配分基準について次のとおり定める。

第2条 災害義援金額として、1組合員5,000円を募る。

2. 義援金協力者には礼状を送付する。
3. 義援金協力者名簿を作成、保管する。
4. 義援金は、本規定実施後直近の賦課金と同時に納付するものとする。

第3条 義援金は、全日本印刷工業組合連合会を通じて、全額を今後に判明する被災状況に応じ、当該県印刷工業組合に贈るものとする。なお、その配分額は、全日本印刷工業組合連合会の理事会決定に従って行なう。

第4条 本内規は令和6年1月25日より実施する。

(追記)

今回の災害義援金募集は、法人税法基本通達9-7-15の4で処理しております。

「令和6年能登半島地震に対する義援金募集について」と「令和6年能登半島地震災害義援金および配分に関する内規」を各社において保管願います。

法人税法基本通達9-7-15の4

(災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等)

法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等(以下9-7-15の4において「同業団体等」という。)の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等(災害の発生を機に新たに定めたものを含む)に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、9-7-15の3の取扱いにかかわらず、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入する。